

第5回安全対策検証委員会 議事概要

日時：平成23年11月28日（月） 16時00分～17時45分

場所：福井県庁 3階第4委員会室

出席者：

中川委員長、三島委員、田島委員、飯井委員、
満田副知事、石塚安全環境部長、森阪安全環境部危機対策監、櫻本安全環境部企画幹、
岩永原子力安全対策課長

説明者：

（関西電力） 合澤副事業本部長、大石室長
（日本原電） 石隈敦賀地区本部長代理、津田敦賀発電所副所長
（原子力開発機構） 野村敦賀本部長代理、田中部長

議事概要：

（資料1-1, 1-2, 1-3について3事業者説明後）

（飯井委員）

- ・ 4点ほど確認、コメントをさせて頂きたい。まず1点目は、関西電力の資料の5、8ページ、日本原電の資料の4、6ページに「通信の強化」についての説明があり、事業者内部の通信、また、事業者とメーカー間の通信が強化されたということだが、事業者と県、あるいは国との通信強化が必要であるとすれば、県、国のほうも、受け手としてそれなりのインフラを整備する必要があるのではないかというのが1点。
- ・ 2点目は、日本原電の資料の7ページに「マニュアルの整備」というのがあるが、（説明では）スケジュールが明確になっていなかったと思う。
- ・ 3点目は、関西電力の資料の22ページと23ページに、耐震サポートの総点検については、「高線量区域に設置されていてアクセス不能なものは除く」ということが書いてあり、タンクについても「目視可能範囲で」と書いてある。
- ・ それに対して日本原電の資料には但し書きがついていない。日本原電にお聞きするが、（関西電力のような）但し書きに関することはあるのか。また、両者にお伺いしたいのだが、例えば、（一部の点検対象機器が）放射線量の高いところに設置されており、アクセス不能の付近にあるということだが、その中で耐震裕度の低いものはないのか。
- ・ 3点目はコメントだが、平時に災害ロボット等の導入を検討されていると思うが、そのようなアクセスが不能もしくは困難なところに、平時であるからこそ（導入してみるということを）考えてみてはいかがか。
- ・ 最後の質問は、原子力開発機構の資料の6ページ目にあるが、「メーカー支援体制の強化」について、若干他の事業者と違うまとめ方をされているが、これについては途中段階であると理解している。コメントとしては、例えば関西電力の資料の7ペー

ジにもあるように、誰が（支援体制の中に）入るかということよりも、メーカーにどのような役割を期待するのかを整理することが大事だと思う。

- ・ 関西電力の資料には、「緊急時に設計根拠や機器の詳細な情報を即座に送付」ということで、メーカーに何を求めるのかを明確に整理していると思う。（原子力機構として）まずはメーカーに何を要求するのかということ整理頂きたい。

（中川委員長）

- ・ 4点質問があったが、まず通信体制について、県、国など相手側の通信手段はどのようなになっているのか。

（森阪安全環境部危機対策監）

- ・ 県の通信手段、特に衛星携帯の手段の確保については、現在、防災行政無線の再整備を検討している。元々3月11日の前から防災行政無線の老朽化に伴う再整備を計画していたが、特に3月11日（の震災）を受け、やはり衛星携帯の強化など通信手段を多重化していかなければならないと考えている。
- ・ その（検討の）中で通信手段の確保、特にオフサイトセンターも含め、そのように強化していく方向で有識者にも入って頂き検討を行っているところである。
- ・ また、国にも、その検討の過程で必要になってくる部分について要請していきたいと考えている。

（中川委員長）

- ・ 県や国でそのような体制ができれば、例えば、関西電力から、社内だけではなく、いろいろな通信が可能になるのか。

（関西電力）

- ・ 可能である。

（中川委員長）

- ・ 次は、マニュアルについて、日本原電のスケジュールがはっきりしていないということだが。

（日本原電）

- ・ マニュアルについては、平成23年度中に整合性の確認を行い、その後逐次、訓練等で見直していくことにしている。

（中川委員長）

- ・ それでは、3番目の質問に関して、高線量区域の機器点検をどうするのか、また、災害ロボットを平常時から使ってみてはどうだということだが。

(関西電力)

- ・ 高線量区域については、資料の中に但し書きを記載させて頂いたが、あまり対象になるところはないと思っている。逆に、狭隘な場所については、例えばファイバースコープを入れてみるなどして対応したいと考えている。
- ・ ロボットの関係では、国の I A E A の報告書の中にも、レスキューの話の中で、ロボットについても検討することになっており、今後、どのようにしていくのかを検討していく。電事連、他電力、国と連携しながらやっていく。

(中川委員長)

- ・ 日本原電の資料には但し書きがないが、そのことについて（事実関係は）どうか。

(日本原電)

- ・ 但し書きはつけていないが、足場をつくり、見える範囲で耐震サポートの点検を行うことにしている。

(中川委員長)

- ・ メーカーの支援の役割などについて原子力機構から（説明を）願います。

(原子力機構)

- ・ 基本的には軽水炉と同じように設計の根拠、復旧に必要な治具、資材等が使えない場合の（代替品の）納入などをメーカーに期待したいと思っているが、先ほど申し上げたように、「もんじゅ」はまだ建設途中であり、近傍にメーカーの事務所がある。そこに、エンジニアなり設計に係るような者がいる。
- ・ このため、メーカーが近場にいるということでこのような体制とした。先生からコメントがあったが、中身をもう少し詰め、精査した上でトータルとしてどうしていくのかという方向性が必要であり、検討させていただきたい。

(田島委員)

- ・ マニュアルの件について、3社ともほぼ同じような形式で出されているが、これを見てどのようなマニュアルがあるかということは分かる。マニュアルの意味というのは元々2つあり、そのマニュアルの内容を見て、各事業者がどのような事故を想定しているかということは判断できるわけである。
- ・ 一方で、市民の側にとっては、事業者が事故に対して、どのような対策を考えているかを知ることがあると思うが、資料では、事故時に3つマニュアルがそれぞれ区分けしてありますよというだけで、全然進歩がない気がする。
- ・ 例えば、原子炉につながる配管などについて、配管の耐震テストを実施して重要な配管が壊れないことを証明しようとしているが、逆に配管が壊れて水が出たらどうするのかということに心配している。
- ・ 例えば制御棒について、十分な数の制御棒が入らなかったらその時にどうするのかまた、重大な事故に対してどのような手順を取って考えるのかなどが示されたもの

を見せてほしい。

- ・ もう1つ。福島では、原子炉の状態がどのようになっているのか、例えば、原子炉の圧力、温度などをうまく把握できず苦勞していた。この検証委員会の場でも聞いたが、前と比べて進歩がない。例えば、使用済み燃料プールのエリアにカメラを付けましたとかでは、又、同じ（苦勞を）繰り返すと思う。
- ・ そのような（圧力、温度などの）情報が全然入ってこなくなった場合に、どのような手を打つのかということも考えていく必要があると思う。
- ・ また、先ほど飯井先生が言われたメーカーの支援について、メーカーの判断を加えるということだと思うが、逆に言うとメーカーの判断がどうしても必要なのかと。いざというときそこまで巻き込んでいくのか。要するに、最終的に判断する時にメーカーを巻き込むのかなどについてどう考えているのか。

（中川委員長）

- ・ 3点ご質問があったが、まずマニュアルに関してはどの程度まで公表できるのかということも含め、全部黒塗りにする訳ではないのかもしれないが、どのように考えているのか。

（関西電力）

- ・ マニュアルのイメージが分かり難いが、先ほど説明させていただいた事故時の操作所則については、いろいろな事故を想定してマニュアルを策定している。例えば、一次冷却材の喪失、大破断、小破断あるいは小漏えいなど設計想定内の事故において安全注入系、非常用の炉心注入装置が作動した場合といったシナリオに基づきマニュアルを整備している。
- ・ また、原子炉の制御系統の異常による制御棒の不作動あるいは落下などの事故に対してもマニュアルを整備し、運転員が的確に対応できるよう整備している。
- ・ 今回、事故時操作所則の見直しを行っているが、今後、更にいろいろなことが起こったケースも考え、マニュアルの確認、見直しをしていきたいと考えている。

（中川委員長）

- ・ マニュアルの中身の項目は分かるが、実際にどのようなマニュアルなのかということと言い出すと膨大な資料になるのではないか。

（関西電力）

- ・ 個々のマニュアルの内容については（説明）できないのだが。

（中川委員長）

- ・ そうでは（説明では）なく、マニュアルは、事業者として公表できるのかどうかという点ではどうか。

(関西電力)

- ・ 内容については、核物質防護上の問題もあり、内容によってはどこまで公表できるのかという限界がある。ノウハウや核物質防護の観点から全てについては公表できない可能性がある。

(中川委員長)

- ・ 例えば、県の原子力安全対策課に対しては公表できるのか。

(関西電力)

- ・ (事故時など) 必要に応じマニュアルの内容については提示していると思うが。

(中川委員長)

- ・ 例えば、一次冷却材漏えい、喪失ということが起こった場合に何をするのか、手当てや対応について、本当に安心できるものなのかといった判断は、この参考資料を見るだけではできない。
- ・ ただ、そういうものを、県の原子力安全対策課でチェックして、「このような対応がなされている」という保証ぐらいはほしいが。

(岩永原子力安全対策課長)

- ・ これまでも美浜3号機の事故、美浜2号機の伝熱管事故、もんじゅ事故、いろいろと事故を経験しており、それらに関するマニュアルは公開、公表している。起きたことに対して必要なマニュアルは公表している。

(中川委員長)

- ・ 2点面は、原子炉の状態監視についてだが、カメラを設置したという対策もあるが、電源確保に関して中央制御室でプラントパラメータが常に見えているということが重要な対策だと思うが、その他に補足するようなことがあればお願いしたい。

(関西電力)

- ・ 例えば、原子炉容器の中の温度や水位、また、格納容器の中の放射線量を測定、監視することについて、福島事故を教訓に非常に過酷な状況の中でも耐えられる監視装置を開発していくという方針で、現在、国の開発にあわせ電力共同研究所で2年ほどかけて開発していこうとしている。
- ・ そこでうまくいけば、実際のプラントへの展開ができると思うが、その段階(2年程度)ですぐにプラントへの展開というのは難しいと思っている。その場合には次にフェーズ2という形で更なる研究のほうを進めていこうと考えている。

(中川委員長)

- ・ 更なる充実を目指して現在、取組んでいると。

(関西電力)

- ・ そうである。

(中川委員長)

- ・ 電源を確保しプラントの状態は監視できるというシステムを開発していくのは重要だと思う。
- ・ それから3番目の質問だが、メーカーの判断を仰ぐべきなのか、よし悪しがあるのではと思うが、そこ(判断)は事業者ではないかという質問だと思うが。

(関西電力)

- ・ 事故時は、基本的には運転操作で収束するというのを事業者として行うが、その中で、例えば、弁やポンプなどの機器が破損するといった事象があり、それをどう復旧するのかというのは、やはりメーカーの知恵を借りながら、効率的に行うことが必要であり、専門に設備対応する技術者が必要だと考えている。もちろん運転操作は我々(電力)が責任を持っておこなうということになる。

(三島委員)

- ・ 先ほどからマニュアルの話がでていますが、今回の福島を事故をみていると通常時のマニュアルが頭に残っていたため、あのような過酷事故が起こった場合、つまり、通常時では決してとらないような操作をせざるを得ない時に、つい通常時のマニュアルに従って操作をしたということがあったということだ。
- ・ 過酷事故時のマニュアルで、通常時にはとらないが、過酷事故時にはこういった操作が大事だと判るようになってきているのかどうか確認いただきたい。
- ・ もう一つは指揮命令系統について、過酷事故時に現場で早急に対応せざるを得ない操作があると思うが、今回の事故においても国の了解がある、いらないということでも時間がかかったのではないかとすることも伺っており、緊急を要する時は、現場の判断で操作をできるようなマニュアルにしていくとよい。そのあたりを、いろいろと検討され、通常時のマニュアルと異常時のマニュアルで(状況により)体制が変わるのであれば、そのことをマニュアルでも読めるようにするとよい。
- ・ 一方で、マニュアルに頼りすぎると、マニュアルに書いていないような事態が起こった場合に対応できない、間違った対応をしてしまうということも、これはTMIの事故でも経験して教訓が得られていると思うが、今回の福島を事故でも同じようなことがあったと伺っており、そのあたりも整理されてマニュアルを見直していただきたい。
- ・ マニュアルに従って訓練も実施されると思うが、訓練については、実際に事故を起こして訓練する訳にはいかないため、図上訓練に頼らざるをえないようなところもあると思うが、それも活用して、是正が必要なところがあればすぐに是正するというので、資料の中にも、継続的改善ということが書かれているが、新しい知見が得られた場合や、訓練で新しいことが判った場合にはマニュアルのアップデートなどで迅速に対応いただきたい。

- ・ 通信設備に関して、事業者、県、国との直接的な通信という話があったが、これについては、オフサイトセンターに（一堂に）集まるというのが今の原子力災害特別措置法で決められていると思う。（事故時に）国、県、事業者が直接やりとりすることについて、今後、オフサイトセンターの役割など今回の事故を受けて見直しがあると思うが、どのようにすれば一番よいのかということを検討していただきたい。
- ・ また、通信に関して、衛星通信が使われるということだが、衛星通信を行うためにはアンテナが必要であり、固定式アンテナの場合、その耐震性についてはどのようなになっているのか。
- ・ 防潮堤に関して、取水口と放水口はいずれも海につながっているが、せっかく防潮堤を作っても、それらを通じて海水が入ってくることはないのか、先ほど遮蔽のためのバルブを設けるという話もあったが、確認をお願いしたい。

（中川委員長）

- ・ まず、衛星通信に関してアンテナの安定性、耐震強度についてはどうか。

（関西電力）

- ・ 衛星携帯は当然 屋内では使いにくいということがあり、オプションとしてアンテナを外に出すということになる。ただ、耐震性はあまり求めておらず、割と簡単につけられると考えている。
- ・ もう一つ、我々の報告書等に「衛星可搬局の設置」について記載しているが、これは、アンテナについても可搬式で持ち運べるよう、非常に携帯性がよく、また、設置しやすいという観点で簡単につけられるものを用意することを考えている。
- ・ すでに設置している固定式のアンテナについては、将来的には免震事務棟ができた時には、そちらにアンテナを移設することを考えている。

（中川委員長）

- ・ 防潮堤の話について、取水口や排水口を通じて施設内に水が侵入することがないようにしているのかについてはどうか。

（関西電力）

- ・ 基本的には取水口側には大きなピットはないが、放水口側のピットでの対応は必要だと考えている。大飯発電所の場合、ピットの構造が非常に大きいものであり、防護壁をつくり溢流しないようにする。それ以外の発電所の放水口ピットは比較的規模が小さく蓋をするなどで対応したいと考えているが、もう少し検討して対策の必要性について考えたい。

（中川委員長）

- ・ それ以外に、一つはマニュアルを整備していく上で通常時のものと非常時のものをきちっと区別をすることができる体制をとるということが重要ではないかということ、また、関連で指揮命令系統について、現場判断が優先されるような形になって

いたほうがよいというコメントと、そのときにマニュアルそのものに頼りすぎるとむしろ危険な場合もあるので注意が必要というようなコメントがあったと思うが、それらの点に関して事業者で何か考えていることはあるか。

(関西電力)

- ・ 指揮命令系統は、緊急時の場合は現場の判断、最終的に所長が判断するのが基本と考えている。
- ・ 例えば、蒸気発生器に海水注入する判断は、所長の判断でできるようにはなっている。原子炉、つまり炉心への注入に関しては、今、社内的には、発電所長が意見上申した上で社長が最終判断をするということにしているが、基本は現場で判断することだと思う。

(中川委員長)

- ・ 炉心への注入とは、海水を注入するという意味か。

(関西電力)

- ・ そうである。

(中川委員長)

- ・ 通信に関して、県や国と連携ということだが、それは、オフサイトセンターで行うのではないかということだが。

(関西電力)

- ・ そうである。国、県、事業者が一堂に集まる場であり、情報共有しながら対応するという事になっている。

(田島委員)

- ・ 関西電力の資料の14ページに美浜発電所の防潮堤の話があるが、(高さではなく)防潮堤に作用する波力、いわゆる横(正面)からの波の力に対して、どこまで余裕があるのか。

(関西電力)

- ・ 美浜発電所については、(外海側の)例えばあご越えの所の防潮堤については、基本的には鉄筋コンクリートになっている。港湾構造物の基準などに基つき、津波に対する設計波圧を考えている。
- ・ また、港湾構造物の基準のほかに津波避難ビル規定もあり、それらを考慮した上で、前面(正面)からの波圧による曲げモーメントを鉄筋とコンクリートで受ける構造である。具体的には、(津波により)発生する引張力は鉄筋で、圧縮力はコンクリートの耐力で持たせるような構造物となっている。

- ・ 津波の波圧に対しては、構造物の許容応力内になるよう、また、滑動が問題ない構造となるよう設計している。

(中川委員長)

- ・ 静水圧に対しては、何倍まで耐えられるのか。

(関西電力)

- ・ 今のところ、津波避難ビル等に係るガイドラインでいくと、(基準値の)3倍になっている。港湾構造物の基準でいくと、(基準値の)2.2倍となっている。

(三島委員)

- ・ 日本原電の資料10ページの緊急時対策室建屋の説明で、遮へい性能について「30日間換算値内部被ばく及び外部被ばくの合計50mSv以下」との記載があるが、これはこの建物に30日間閉じこもった場合を想定して算出したという意味か。

(日本原電)

- ・ そうである。30日間で内部被ばく、外部被ばく合計で50mSv以下となるような遮へい性能を有しているということである。

(三島委員)

- ・ 作業員の方もおられるのか。現場で作業される方は、この建屋内に閉じこもっているときに受ける線量と、現場で作業したときに受ける線量があるが、30日間(発電所内に)いるとすると、総線量は50mSvより増えるのではないかと思うが、そのような考え方でよいか。

(日本原電)

- ・ この100人の中には、現場の作業員までは含んでいない。その意味ではもう少し大規模なもの(建屋)も必要ではないかと考えている。

(中川委員長)

- ・ その場合、現場の作業員はどこに退避するのか。

(日本原電)

- ・ 今後の課題だと思っている。非常時の対応をする100人は発電所のそば(の免震事務棟に駐在するが)だが、作業員の退避場所については今後の検討課題と考えている。

(中川委員長)

- ・ 例えば中央制御室等で、原子炉制御に携わる人は、その100人の内訳に入っているのか。

(日本原電)

- ・ 中央制御室の運転員については、中央制御室自体が閉ループのフィルタを持った居住スペースになっているため、そこで収束の運転操作をすることになっている。対策室の建屋（免震事務棟）の方は、そのバックアップ、（事故対応等の）検討等を行う技術の人間がおり、それが100人ということである。

(中川委員長)

- ・ 少し、明確ではない部分もあるが他に何かあるか。

(櫻本安全環境部企画幹)

- ・ 防潮堤の件について、今回の回答は県独自の要請に対する回答になるが、防潮堤に関しては、国の規制当局も+9.5mの計画をするべきという要請があったかと思う。
- ・ 今回、特にリアス式海岸の位置する美浜発電所等において、内海側をT.P.+6mにすることについて、規制当局、具体的には保安院に対して説明しているのかどうか。説明している場合、現時点での規制当局の考え方はどうなのか確認したい。

(関西電力)

- ・ 今回、示している内容については、保安院にも説明申し上げている。

(中川委員長)

- ・ それに対して、保安院はどのような見解なのか。

(関西電力)

- ・ 理解頂いていると、我々は認識している。

(櫻本安全環境部企画幹)

- ・ 確かに内海側は、外海よりも（津波高さが）低いというのが一般的だが、他方で内海側というのは波が増幅するのではないかという見方も一般的にもあろうかと思う。特に、今回の内海側をT.P.+6.0mとした根拠について、関西電力してもっと丁寧に説明される必要があるのではないか。

(関西電力)

- ・ 5月6日の保安院の（緊急安全対策の）報告書の中で、「15メートルほどの津波を念頭に、防潮壁や防潮堤を建設する計画を有していることを確認した」とあり、当社プラントの場合は、平成14年度に公表した津波評価値に+9.5mとし、T.P.+11.5mをベースに考えている。
- ・ T.P.+11.5mの津波については、（それを起こすための津波波源が）を科学的に作れないというか、想定できないため、結果としてT.P.+11.5mを仮想した場合、ぐるりと内海側に回り込むと大体6.0m程度になるだろうと考えている。

- ・ 前提となる仮想津波自身が考えにくいいため、説明が十分できていないという点は申し訳ないと思っている。外海側T.P. + 1 1. 5 mと内海側の6 mはほぼ等価になると思っているが、そのあたりの説明は非常に難しいため、現時点では「余裕を持って内海側は6 m」という説明をさせて頂き、保安院にも理解頂いている。

(岩永原子力安全対策課長)

- ・ 基本的な問題として、要員の確保に関して、通常、普通運転員は24時間勤務であり、例えば8時間交代の3班いわゆる3直、もしくは12時間勤務の2直ということになるが、休日・夜間における事故対応要員について、例えば2直12間勤務されるのか、3直で交代されるのか、そのあたりは、いろいろなケースがあると思うので補足説明をお願いしたい。
- ・ もう1点、マニュアルと訓練の話について、福島事故では、原子炉の中の水がどの程度減少したか分からないが、発電所の建屋の中で放射線量が高くなり、現場にいけなかったということがあった。今まで、事故対応というのは、あくまでも運転操作だけの対応という概念であったが、先ほどのように機器の故障などを考えると、現実的に放射線量がその場所でどうかという実態まで考えた対応訓練をしていく必要があるのではないかと。例えば、一次冷却材を喪失した場合、どこで漏れたらどの辺りの線量が高くなるのかなど、よりリアリティをもった訓練が必要ではないか。

(中川委員長)

- ・ 事業者側から何かコメントはあるか。

(関西電力)

- ・ 要員の体制については、基本的には昼間から仕事をしており、夜は例えば発電所の中というよりも近くの寮で待機をするという形になる。交代というよりも、あくまでも緊急時の対応であり、事故が起こった場合に対応をするという体制である。
- ・ 2つ目の件は、難しいところもあるが、ご指摘を踏まえ、どのようなことができるのか検討していく。

(中川委員長)

- ・ 本日は、ソフト面に関しては、緊急時対応体制等について要員数やプラントメーカーの支援体制、通信機能の強化等が示された。今後は、示された強化策等について緊急時に実効性を伴った対応ができるよう、訓練等を通じて社内に定着させていきたい。
- ・ また、前回の委員会でも指摘されているが、マニュアルを作ってその通りに動けるかどうか、人はどうするのか。指揮命令系統も含めてだがマニュアルを実施する為に引き続き検討を進めていただきたい。
- ・ ハード面に関しては、各項目の計画がスケジュール感を持って出されてきたと思うが、そのスケジュール通りに淡々と進めるだけではなく、積極的に前倒しするという動きも必要だと思う。

- ・ 防潮堤に関しては、先ほど、内海側に6メートル（の高さ）でよいのかという意見もあった。高さに関しては十分な余裕を持っているとは思いますが、それを科学的に裏付けるデータを、現在、（若狭湾地域の）ボーリング調査等を進めているが、そういうものをきちんと揃えていくということも重要である。
- ・ また、防潮堤の設置に関して国がどのような判断をしているかについて、（事業者の説明では）保安院には理解いただいているという話であったが、国がどう判断したのか、またどのような見解を持っているのかについては、分かっていないので、国や関連する委員会等の意見を確認していくことが必要である。
- ・ その他の対策等については、いろいろなコメント、意見があり、それらを参考に安全な方向に進めていただきたい。
- ・ 次回委員会の日程については、今日、説明を受けたハード面、ソフト面の対策を含め、事業者の安全対策の実行計画の進捗状況、福島第一原子力発電所事故に対する国の検証状況、特に地震とか津波の影響等に関する検証状況等をみながら開催したいと考えている。現在の国の状況について、事務局より何か補足することがあれば願います。

（福井県事務局）

- ・ 参考資料として、「原子力安全・保安院に設置されている意見聴取会」を配付させていただいた。最近、保安院の方で意見聴取会が立ち上がったが、福島事故の知見反映という観点から大きく分けて5つある。
- ・ 1つ目が「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見に関する意見聴取会」であり、これについては年内に中間的な報告、年度内に最終的なとりまとめを行うというような話がある。
- ・ 2つ目はストレステストに関する意見聴取会であり、11月14日に設置されており、明日、第3回委員会を予定している。
- ・ 3つ目は「地震・津波に関する意見聴取会」であり、こちらに関しては、中断していた耐震バックチェックの審議をこの意見聴取会の中で再開した。また、現在県内事業者が実施中の「若狭湾の津波堆積物調査」の結果についてもこの意見聴取会の中で評価を行うということを知っている。
- ・ 4つ目は「建築・構造に関する意見聴取会」であり、今回の地震による女川、福島、東海第二の建物の地震応答解析などを行っている。
- ・ 最後に「高経年化技術評価に関する意見聴取会」があり、こちらは明日、第1回の委員会を開催する予定である。当委員会のメンバーの飯井先生も委員として出席されるということを知っている。
- ・ これらの意見聴取会の会議が年末にかけて、（かなりの頻度で）開催されるということで我々もフォローしていきたいと考えている。

（中川委員長）

- ・ 次回委員会の日程については、事務局のほうで調整をお願いします。これで本日の議事を終了する。